

**金融窓口サービス技能士対策問題集
追補資料**

**平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 10 月 1 日までの
主な改正項目および留意点**

2016 年 5 月より金融窓口サービス技能検定が改定されるのに伴い、新試験に対応した書籍は 2016 年 2 月に発刊を予定しています。

2016 年 1 月実施の試験をご受検される方につきましては、本追補資料をご参考のうえ、2015 年版の受検対策書籍をご使用くださいますようお願い申し上げます。

本資料は原則として平成 27 年 10 月 1 日現在の法令等に基づいて構成しています

金融資産運用関係

1. NISA（少額投資非課税制度）の制度変更

NISAの年間投資上限額は100万円でしたが、平成28年1月1日から120万円に引き上げられます。

これまでNISA口座を開設した金融機関の変更はできませんでしたが、平成27年1月1日以降に行う手続分から、一定の手続のもと、同一勘定設定期間内における金融機関の変更や、同期間における非課税口座廃止後の再開設が可能となりました。

また、新たにジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）が創設されました。この制度は、利用可能者が0歳から19歳までの居住者で、年間投資上限額が80万円、取引主体者は本人の親権者等です。非課税対象は上場株式、公募株式投資信託等で、投資可能期間は平成28年4月1日から平成35年12月31日までです。非課税期間は投資した年から最長5年間で、18歳まで払出しできません。平成28年1月1日以降に口座開設の申込みをして、平成28年4月1日から受け入れる上場株式等に適用されます。

2. MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の商品性変更

金融商品取引業等に関する内閣府令の改正で、平成26年12月1日より、損失補てんの禁止の例外の対象となる投資信託にMRF（マネー・リザーブ・ファンド）が該当することとされ、MRFは事実上、元本保証の商品となりました。

3. 公社債に係る課税変更

平成28年1月1日から特定公社債等（国債、地方債、外国国債、公募公社債、公募公社債投資信託など）の利子等については、源泉分離課税の対象から除外（特定公社債等の譲渡所得等については非課税の対象から除外）され、20.315%の申告分離課税の適用対象となり、株式投資信託などと同様、上場株式等の配当や譲渡損益との損益通算ならびに繰越控除の特例の適用が認められるようになります。

年金関係

1. 在職老齢年金の支給停止調整変更額等の改定

平成 27 年度の在職老齢年金の支給停止調整変更額は、下記のとおりとなります。

旧制度（平成 26 年度）	新制度（平成 27 年度）
・ 60 歳台前半の支給停止調整変更額 : 46 万円	いずれも 47 万円
・ 60 歳台後半・70 歳以降の支給停止調整額 : 46 万円	

※60 歳台前半の支給停止調整開始額（28 万円）は、変更がありません。

2. 国民年金保険料の追納等

本来、国民年金保険料は納付期限から 2 年を経過すると時効により納付することができませんが、平成 24 年 10 月 1 日から 3 年間に限り、国民年金の未加入期間や未納期間の保険料を過去 10 年分まで遡って納めることができました（10 年の後納制度）。「10 年の後納制度」は、平成 27 年 9 月 30 日をもって終了しました。終了後、平成 27 年 10 月 1 日から 3 年間に限り、過去 5 年間に納めることができなかった国民年金保険料を納付することができる「5 年の後納制度」が始まります。

3. 国民年金保険料の改定

平成 27 年度の国民年金保険料は、月額 1 万 5,590 円（1 万 6,380 円×保険料改定率 0.952）となります。

4. 老齢基礎年金の支給額の改定

平成 27 年度の老齢基礎年金の支給額（満額）は、78 万 100 円（月額 6 万 5,008 円）となります。

5. 遺族基礎年金の基本額、加算額の改定

平成 27 年度の遺族基礎年金の基本額、加算額は下記のとおりとなります。

子の数	基本額	加算額	合計（年額）
1 人	78 万 100 円	22 万 4,500 円	100 万 4,600 円
2 人	78 万 100 円	44 万 9,000 円 (22 万 4,500 円×2)	122 万 9,100 円
3 人	78 万 100 円	52 万 3,800 円 (22 万 4,500 円×2 + 7 万 4,800 円)	130 万 3,900 円

※「子」が 2 人までは加算額が 1 人につき 22 万 4,500 円、第 3 子からは 7 万 4,800 円となります。

相続・贈与

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る非課税措置の適用年限が4年延長され、平成31年3月31日までとなりました。

また、教育資金の範囲に、新たに平成27年4月1日以降支払分の通学定期や渡航費用が含まれることになりました。平成28年1月1日以後は、1件1万円以下の少額の教育資金については、年間支払額合計金額24万円を限度に領収書等の提出に代えて一定の明細書の提出が認められることとなり、従来の制度より利便性が向上します。

平成27年10月1日発行②

編著者 きんざい 教育事業センター

発行所 株式会社きんざい

〒160-8520 東京都新宿区南元町19

TEL 03-3355-2351 (編集)

禁無断転載